

防災都市づくり推進計画

平成16年3月



東京都

3 延焼遮断帯整備の基本方針

(1) 延焼遮断帯の設定

延焼遮断帯は、図3に示すように、木造住宅密集地域が連なる23区及び多摩地域の7市(武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、西東京市及び狛江市)を対象に設定します。

延焼遮断帯は、都市計画道路を中心として、河川、鉄道等により、防災生活圏の大きさがほぼ一定の大きさになるようにメッシュ状に配置することとします。

延焼遮断帯は、防災上の重要度から、「骨格防災軸」「主要延焼遮断帯」「一般延焼遮断帯^{注2)}」の3区分とします。区分に当たっては、都市の骨格を形成する幹線道路、防災生活圏の外郭形成や震災時の避難路、救援活動時の輸送ネットワークなど、道路の多様な機能等を総合的に勘案しています。

なお、河川や鉄道については避難路とならないことから、代替する都市計画道路を設定します。

延焼遮断帯の区分 (防災上の重要度)	
骨格防災軸	(参考値: 約3~4kmメッシュ) ・広域的な都市構造からみて、骨格的な防災軸の形成を図るべき路線 ○主要な幹線道路 (広域幹線道路及び広幅員の骨格幹線道路) ○江戸川、荒川、隅田川及び多摩川 (川幅の大きな河川)
主要延焼遮断帯	(参考値: 約2kmメッシュ) ・骨格防災軸に囲まれた区域内で、特に整備の重要度が高いと考えられるもの ○幹線道路 (骨格防災軸間を二分する骨格幹線道路)
一般延焼遮断帯	(参考値: 約1kmメッシュ) ・上記以外で、防災生活圏を構成する延焼遮断帯 ○上記以外の道路、河川、鉄道等

(2) 延焼遮断帯の整備目標

都市計画道路の骨格防災軸の形成率については、2015年度(平成27年度)までの整備目標として、95%を目指します。

(3) 延焼遮断帯の機能について

沿道に位置する建築物の防災性能の向上や阪神・淡路大震災での焼け止まり状況を考慮し、延焼を遮断する機能の考え方を以下のように設定して、延焼遮断帯の形成を的確に進めていきます。

注2) 旧計画では「延焼遮断帯」と呼んでいましたが、骨格防災軸等を含めて全体として延焼遮断帯と呼ぶ場合もあることから、今回の改定に際して、「一般延焼遮断帯」と改名することにしました。

幅員 27m 以上の道路、鉄道、河川等は、施設そのものが単独で機能を発揮します。幅員が 24m 以上 27m 未満の場合には、沿道建物の不燃化状況の指標である不燃化率^{注3)}が 40% 以上である場合に機能を発揮します。同様に、幅員が 16m 以上 24m 未満の場合は不燃化率 60% 以上、幅員が 11m 以上 16m 未満の場合は不燃化率 80% 以上である場合に機能を発揮します。

延焼遮断帯の形成	
(1) 幅員 27m 以上	
幅員 24m 以上 27m 未満	沿道の不燃化率 40% 以上
幅員 16m 以上 24m 未満	沿道の不燃化率 60% 以上
幅員 11m 以上 16m 未満	沿道の不燃化率 80% 以上
のいずれかに相当する路線	
(2) 全延長について、耐火建物の多い地域や避難場所等の中を通過するか、又は接している区間	

(4) 延焼遮断帯の整備方策

延焼遮断帯は、軸となる都市計画道路の整備と、防火地域等の規制・誘導策や都市防災不燃化促進事業等の実施による沿道の不燃化など、様々な施策を重層的に実施することによって形成を推進します。

骨格防災軸や重点整備地域に関する延焼遮断帯の形成を最優先して進めるとともに、整備地域に関する延焼遮断帯の形成も促進します。

注3) 不燃化率 = (耐火建物の建築面積 + 準耐火建物の建築面積 × 0.8) ÷ (全建物の建築面積) × 100 (%)

防災都市づくり推進計画

登録番号 平成15年度 第88号

平成16年3月

編集・発行 東京都都市計画局都市防災部防災都市づくり推進課
東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5321-1111 (代) 内線 30-537

印刷 株式会社 雄久社
東京都世田谷区世田谷1-24-7
電話 03-5451-7030